

総務教育常任委員会資料

(平成30年6月15日)

【 件 名 】

- ・ 平成30年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課） …… 1
- ・ 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について（教育環境課） …… 3
- ・ 平成30年3月高等学校卒業者の就職決定状況について（高等学校課） …… 4
- ・ 鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項の概要について（社会教育課） …… 7
- ・ 平成30年度鳥取県同和対策協議会第1回総会の開催結果について
（人権教育課） …… 11
- ・ 鳥取県立むきぼんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について
（文化財課） …… 12
- ・ 北前船寄港地の日本遺産認定について（文化財課） …… 14
- ・ 鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について（博物館） …… 16

教 育 委 員 会

平成30年度第1回鳥取県総合教育会議の開催結果について

平成30年6月15日
とっとり元気戦略課
教 育 総 務 課

本年度1回目の鳥取県総合教育会議を開催しましたので、その結果を報告します。

1 日時等

- (1) 日 時 平成30年6月11日(月) 午後2時から4時まで
(2) 場 所 鳥取県庁 議会棟3階 特別会議室

2 出席者

知事、教育委員会(教育長、教育委員)、有識者委員

3 概 要

(1) 意見交換

以下のア～カのテーマについて、教育委員会等の説明後に意見交換を行った。

ア 平成29年度教育に関する大綱(第二編)の評価 [資料1-1~1-2]

教育に関する大綱の第二編に掲げている指標についての評価。

→指標の達成状況(「達成」あるいは「概ね達成」)は69%(未評価・評価不能を除き81%)であり、学力向上、体力・運動能力向上が課題である。

<主な意見>

- ・ 学力向上を図るためには、思考力を高めるアクティブラーニングで培われる力とスキルとして反復練習により育まれる力、このふたつをうまく組み合わせることが必要である。
- ・ 学力向上の判断手法として、平均点だけではなく、一人ひとりがどう伸びていったかという視点も大事である。

イ 英語教育の推進 [資料2]

県教育委員会が、平成32年度から始まる小学校での英語教科化に向けた取組のほか、中学生・高校生の英語力向上及び教員の英語指導力の向上に向けた取組を報告した。

<主な意見>

- ・ 学習した英語のアウトプットの機会が少なく、生徒のモチベーションが上がらないということが問題のひとつであるので、イングリッシュキャンプなど英語に囲まれた体験をできるだけ多く経験させることが必要である。
- ・ 英語が話せることと入試問題を解くこととは別問題である。現在、4技能(聞く、話す、読む、書く)統合型で英語教育が進められているが、スピーキングは別科目として扱ってもいいのではないか。
- ・ 「説明がないから分からない」といった生徒の不満が多い。オールイングリッシュだけにこだわらず、生徒がしっかり納得・理解してから応用に向かうといったプロセスが必要である。
- ・ 英語が好きな生徒を前提とした学習の組み立てではうまくいかないのではないか。英語があまり得意ではない生徒も楽しく読めるような副教材などの確保も必要ではないか。
- ・ 県内私学の中では、AI導入により英会話におけるロボットによる間違っただけの訂正、英作文での単語や言い回しの添削など、教員の仕事量の軽減にもつながっている。

ウ 県立高校の特色化・魅力化(県外募集)の取組 [資料3]

県教育委員会が、県立高等学校重点校制度や県外募集など学校の特色化・魅力化の取組について報告した。

<主な意見>

- ・ 島根隠岐島前高校の取組では、寮の他に下宿やホームステイといった安心できる住環境の提供がある。県外生徒の受入体制の整備に当たっては地域ぐるみで取り組む必要がある。
- ・ 中学3年の進路選択の中で、勉強のできる生徒には普通科に行きなさいといった指導で終わっている学校も多いと思う。例えば、農業に関心があって、地域貢献したいという生徒に農業高校も選択できるような情報提供が必要である。

エ 県立美術館の検討状況 **資料4**

県教育委員会が、鳥取県立美術館整備基本計画（案）について報告した。

オ 高大接続改革への対応 **資料5**

県教育委員会が、平成32年度から導入される大学入学共通テストに向けた授業改革、バランスのよい英語4技能の育成等の取組について報告した。

<主な意見>

- ・ 高校の進路を選ぶ際、平成32年度からの大学入試改革等について、中学生の段階から生徒や保護者への情報の発信が必要と思う。
- ・ 英語のスピーキングなどについて、高校のわずか3年間できちんと入試対策できるのか不安に感じている保護者もいるため、中学校からの対策が必要ではないか。

カ 文化財保護行政の知事部局への移管 **資料6**

教育委員会が所管することとなっている文化財保護行政について、法改正により、地方自治体の選択に従い首長部局でも所管できるようになったこと及び移管により考えられる効果等を報告した。

(2) 知事総括

- ・ 大綱の評価を踏まえた課題解決に向けては、ワンミニッツエクササイズなど県内の小学校でも非常に効果のある面白い挑戦も出てきたので、これからも教育委員会にいろいろチャレンジしていただくように、我々もしっかりサポートさせていただきたい。
- ・ 英語教育について、教育現場におけるオールイングリッシュへの不安感等に対し、いろいろ知恵が出されたが、イングリッシュキャンプ的なやり方、AIの導入など、英語教育を鳥取のひとつの特徴ある教育分野にできないかと思う。
- ・ 高大接続では、特に高校受験を控える中学生やその保護者まできちんと情報を伝えることが重要であり、パンフレットや手引き等があってもいいと思う。
- ・ 高校の魅力化については、教育委員会から提案のあった取組では、島根県のような劇的な変化は起きない。すべての高校で取り組むのではなく、どこかに特化し重点的に進めないと、なかなか高校の魅力化は図られないと思う。
- ・ 地元に残り大切なものを引き継いでいこうという人材を育てていくためにも、小中学校の段階からふるさと教育を根付かせていかなければならない。

4 今後の予定

委員からの提案について、教育委員会と知事部局とで協議・調整を行い、必要な検討・取組を行うとともに、その状況を次回の総合教育会議（平成30年9月頃開催予定）で報告する。

<参考>有識者委員名簿

氏名	主な所属
青戸 忍	医療法人養和会 養和病院 医療相談室長、鳥取県精神保健福祉士会 事務局長
石原 太一	進路指導塾ドリームラーナーズ 代表
大羽 沢子	鳥取大学医学部附属病院 子どもの心の診療拠点病院推進室 特命専門職（臨床心理士）
上萬 貴志	社会福祉法人鳥取福祉会 運動指導員
津島 望	鳥取県PTA協議会 監事
長曾 加奈子	若葉学習会専修学校 講師
横井 司朗	学校法人鶏鳴学園 理事長、全国専修学校各種学校総連合会 理事

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成30年6月15日

【変更分】

工 事 名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工 期	契約年月日	摘 要
県立鳥取西高等学校第1グラウンド造成工事	鳥取市東町	開発建設株式会社	契約金額 138,138,480円を 136,240,920円 (1,897,560円減額) に改める	平成29年10月19日～ 平成30年6月15日 (変更なし)	平成30年6月6日 (第2回変更)	(変更理由) 軽量盛土工の実施により、軽量盛土資材の使用量が減となったこと等による。
県立米子東高等学校渡り廊下D新築他工事	米子市勝田町	境港土建株式会社	116,856,000円 (変更なし)	平成29年12月1日～ 平成30年8月10日 (変更前:平成30年5月31日まで)	平成30年5月28日 (第1回変更)	(変更理由) 渡り廊下設置位置で発見された既設配管、古いコンクリート基礎等の地中障害物を撤去するための掘削に時間を要したことによる。

平成30年3月高等学校卒業者の就職決定状況について

平成30年6月15日
高等学校、課

1 厚生労働省の基準による調査

全日制高等学校、定時制高等学校、特別支援学校高等部及び米子北高等学校看護専攻科において、平成30年3月卒業者のうち公共職業安定所または学校を通して求職している者のみを対象とした調査。

2 求職者の状況

- ・求職者数は1,181人で、前年同期(1,139人)に比べ3.7%、実数で42人の増加。
- ・卒業者に占める求職者の割合(就職希望率)は23.2%で、前年同期(22.6%)に比べ0.6ポイント上回る。

年月	項目	卒業予定者(人)			求職者数(人)			就職希望率(%)		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
平成30年3月末		5,091	2,604	2,487	1,181	713	468	23.2	27.4	18.8
平成29年3月末		5,045	2,569	2,476	1,139	675	464	22.6	26.3	18.7

- ・県内就職を希望する求職者は946人で、前年同期(916人)に比べ3.3%、実数で30人の増加。
- ・求職者全数に占める県内就職を希望する求職者の割合は80.1%で、前年同期(80.4%)に比べ0.3ポイント下回る。

年月	項目	県内就職を希望する求職者(人)				県内就職希望率(%)			
		計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部
平成30年3月末		946	353	185	408	80.1	86.7	77.4	76.3
平成29年3月末		916	343	181	392	80.4	90.3	81.2	73.1

【参考】求職者数(県内・県外)の推移

年月	項目	求職者数(人)			求職者の構成比(%)	
		計	県内	県外	県内	県外
平成30年3月末		1,181	946	235	80.1	19.9
平成29年3月末		1,139	916	223	80.4	19.6
平成28年3月末		1,140	929	211	81.5	18.5
平成27年3月末		1,201	960	241	79.9	20.1

3 求人状況

- ・県内求人数は2,178人で、前年同期(1,905人)に比べ14.3%、実数で273人の増加。(平成11年3月末の2,263人以来の高水準)
- ・県内求人倍率は1.84倍で、前年同期(1.67倍)に比べ0.17ポイント上回る。(平成7年3月末以降最高を記録)

年月	項目	県内求人数(人)	求人倍率(倍)
平成30年3月末		2,178	1.84
平成29年3月末		1,905	1.67

*求人倍率は、県内求人数を求職者全数で割ったもの。

4 就職内定者の状況

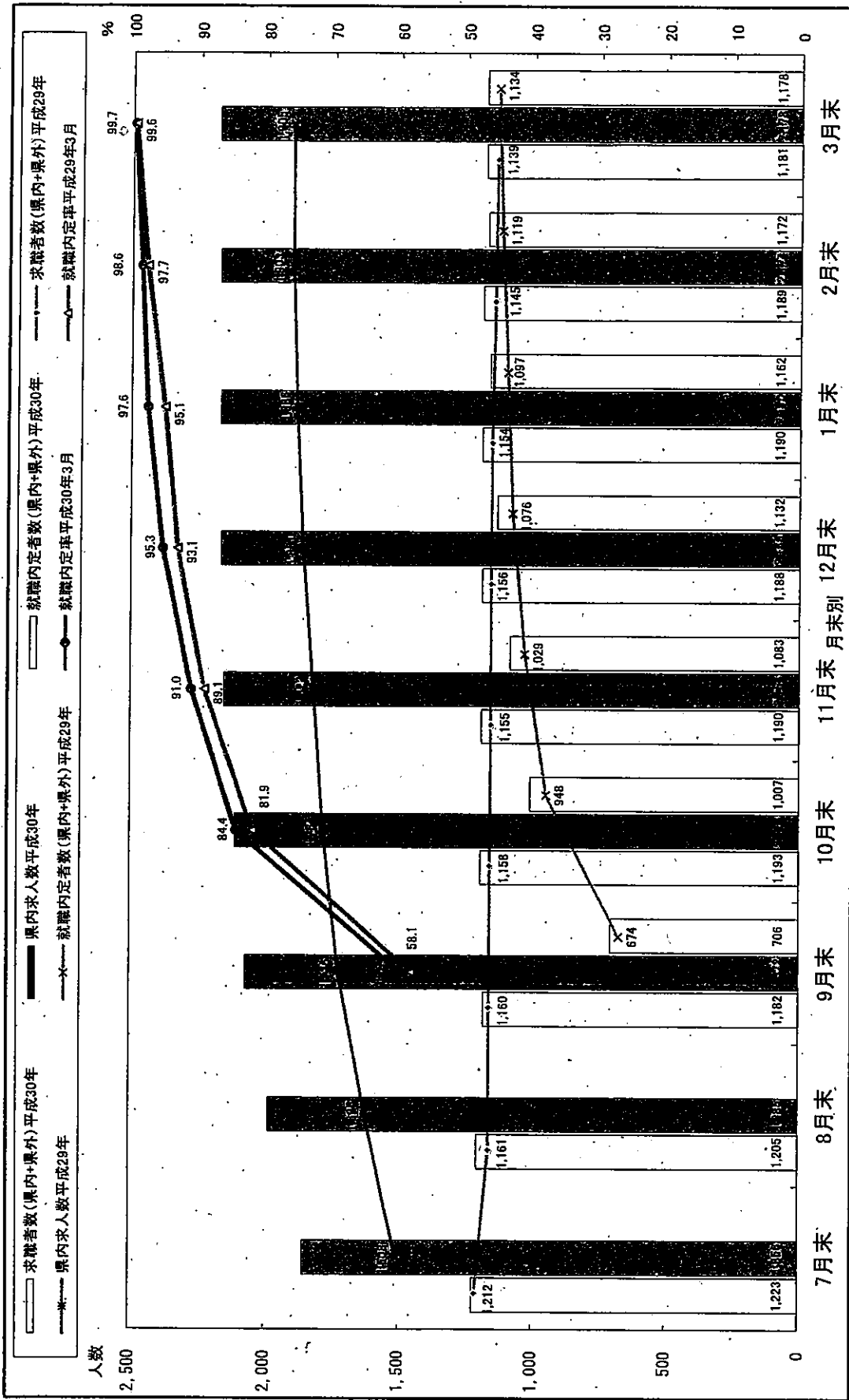
- ・就職内定者数は1,178人で、前年同期(1,134人)に比べ3.9%、実数で44人の増加。
- ・就職内定率は99.7%で、前年同期(99.6%)に比べ0.1ポイント上回る。

年月	項目	就職内定者数(人)				就職内定率(%)			
		計	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部
平成30年3月末		1,178	406	239	533	99.7	99.8	100.0	99.6
平成29年3月末		1,134	379	223	532	99.6	99.7	100.0	99.3

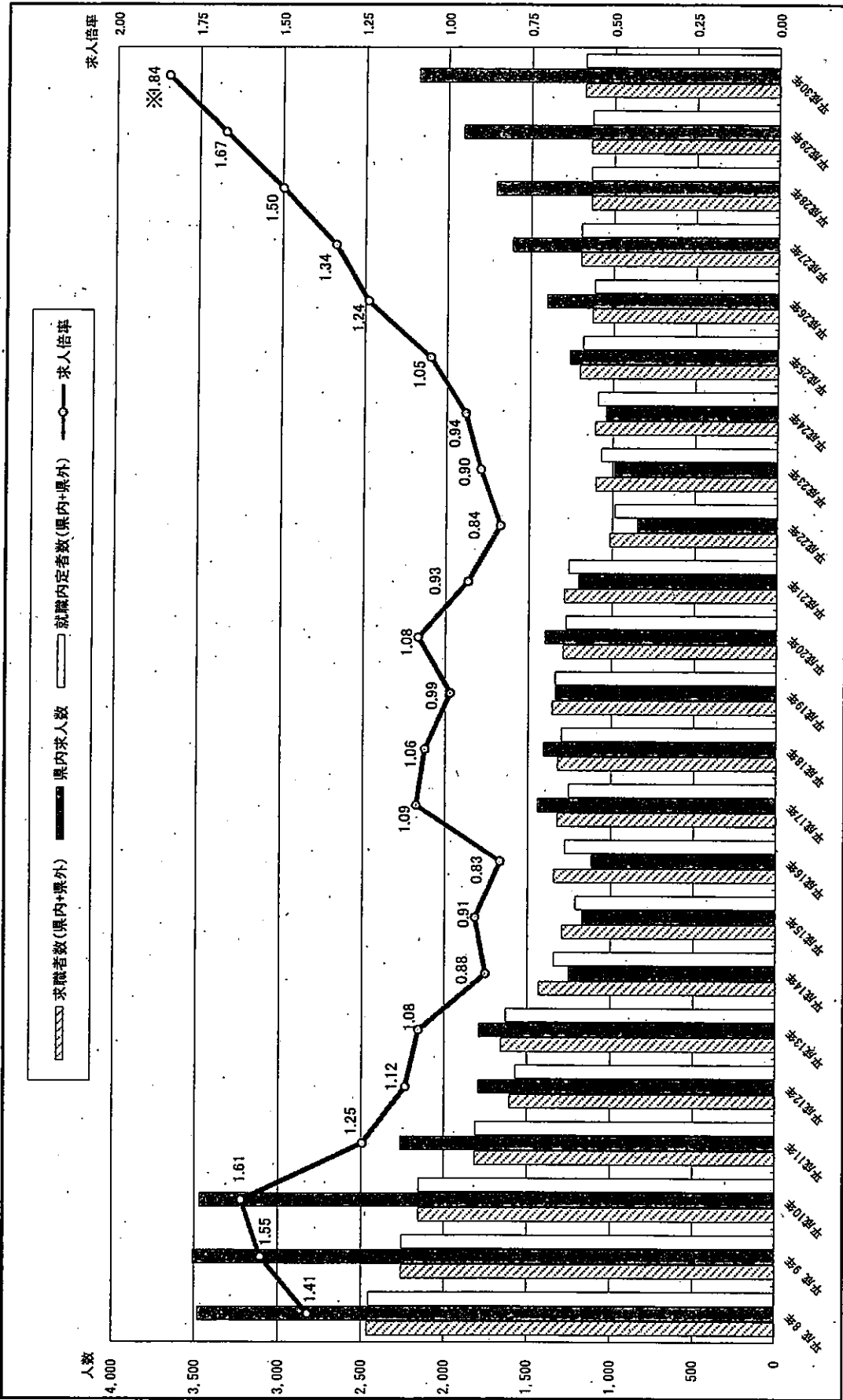
- ・県内就職を希望する求職者の就職内定率は99.8%で、前年同期に比べ0.3ポイント上回る。

年月	項目	県内・県外別、地域別就職内定率(%)											
		計	県内	県外	東部	県内	県外	中部	県内	県外	西部	県内	県外
平成30年3月末		99.7	99.8	99.6	99.8	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.8	99.2
平成29年3月末		99.6	99.5	100.0	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	99.3	99.0	100.0

5 平成30年3月高等学校卒業者の就職内定率等の推移



6 平成8年以降の求職者数、求人数、就職内定者数、求人倍率の推移(3月末)



以上のデータは、鳥取労働局職業安定部による

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理者募集要項の概要について

平成30年6月15日
社会教育課

平成31年度から鳥取県立社会教育施設（鳥取県立生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。））、鳥取県立船上山少年自然の家（以下「船上山少年自然の家」という。）及び鳥取県立大山青年の家（以下「大山青年の家」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 施設設備の維持管理及び運営に関する業務</p> <p>イ 施設の利用許可、利用料金の徴収・減免等に関する業務</p> <p>ウ 生涯学習の普及振興に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務(学習相談、団体支援、独自に企画する業務、利用促進等) ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務 ・生涯学習情報の提供に関する業務 	<p>※両施設は一部指定管理施設である。 (施設の利用者に対する体験活動等の指導は、県職員(指導員)が行い、施設設備の維持管理・利用許可に関する業務等及び指導に係る実施補助業務について指定管理者が行う。)</p> <p>ア 施設設備の維持管理に関する業務</p> <p>イ 管理運営の補助に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用許可等に関する事務手続 ・使用料等の徴収・減免等 <p>ウ 受入事業・主催事業の実施補助業務 施設が行う受入事業・主催事業（以下「受入事業等」という。）の実施に係る補助業務 (予約等受付、準備、片付け、資料印刷・発送、支払、用品等の管理・購入、アンケート集計、体験活動の補助等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>受入事業：学校等団体が集団宿泊体験等を行うため、目的・研修計画を持って施設を利用すること</p> <p>主催事業：施設が自ら企画し、利用者に自然体験活動等を行わせること</p> </div>

(2) 管理の基準（基本的事項）

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 社会教育に関する情報提供、教材開発、学習相談、指導者研修、広域事業等を総合的に行う施設であり、また、生涯学習施策を進めるための県の拠点施設であることを十分に認識し、本県における社会教育の推進と県民の生涯学習の機運醸成を目指すこと。</p> <p>また、施設設備を最良の状態に整えるなど利用者にとって快適な施設の環境づくりを行うこと。</p> <p>イ 開館時間、休館日等は、あらかじめ教育委員会の承認を得て決定する。</p>	<p>ア 青少年社会教育施設として、質の高い体験活動を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動の推進に積極的に協力するとともに、幅広い年齢層のニーズに応えられる施設としての機能も備えるため、県の行う業務に積極的に協力すること。</p> <p>また、所長その他の職員と密接に連携を図りながら管理運営を行うこと。</p> <p>利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、また、施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うこと。</p> <p>イ 休所日、使用料等は鳥取県立青少年社会教育</p>

<p>ウ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「生涯学習センター条例」という。）に基づいて行う。</p> <p>エ 利用料金は別に定める金額を標準として、利用料金の減免基準は別に定める基準を下限として、あらかじめ知事の承認を得て決定する。</p>	<p>施設の設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）で定めるところによる。</p> <p>ウ 利用許可については、設置管理条例に基づいて県が決定し、その事務手続を指定管理者が行う。</p> <p>エ 使用料の減免については、県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則等に基づいて県が決定し、その事務手続を指定管理者が行う。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(3) 人員配置等

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>ア 館長相当職（常勤職員）を1名配置すること。</p> <p>イ 次の資格等を有する職員を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲種防火管理者 ・機械及び電気関係の課程を修了 ・舞台照明及び音響設備の操作に精通 <p>ウ 受付業務のできる職員を、常時1名以上配置すること。</p> <p>エ 利用者からの生涯学習に関する学習相談に対応できる職員を、常時1名以上配置すること。</p>	<p>ア 受付等の業務のため、職員を常時2名以上配置すること。</p> <p>イ 受入事業等を実施する際は、補助のため上記アとは別に職員を1名以上配置すること。</p> <p>ウ 警備のため、宿直職員を1名以上配置すること（休所日は終日配置）。</p> <p>エ 次の資格等を有する職員を配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2級ボイラー技師 ・危険物取扱者（乙類） ・甲種防火管理者 <p>オ 体験活動の補助ができる職員を配置すること。</p> <p>カ 委託業務を総括する職員を定めること。</p>

2 利用料金等の取扱い

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>利用料金やレストラン等の利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。</p>	<p>使用料は県の収入とし、シーツ料金・体験活動経費等利用者へのサービス提供に伴う収入は指定管理者の収入とする。</p>

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、下記の額を上限として、指定管理料を支払う。

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
<p>金額：461,759千円</p> <p>内訳：(H31年度) 91,679千円 (H32～35年度) 92,520千円</p>	<p><船上山少年自然の家></p> <p>金額：200,210千円</p> <p>内訳：(H31年度) 39,750千円 (H32～35年度) 40,115千円</p> <p><大山青年の家></p> <p>金額：190,867千円</p> <p>内訳：(H31年度) 37,895千円 (H32～35年度) 38,243千円</p>

※H31年10月から消費税率が変更となることを想定した額

4 指定期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

5 主な応募資格 鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 主な指定管理制度の改正 候補者の選定基準にネーミングライツの提案を追加（標準的要件）命名権者は指定管理者又は指定管理者が指定する事業者が担うことができる。
・公共施設の命名権者としてふさわしい企業であること（暴力団、風俗業等を除く。）

- ・公共施設にふさわしい愛称であること。施設の設置目的がイメージできるものであること。
- ・愛称を提案する対価は年額100万円以上（指定管理料を下げるのではなく別途納入） ほか（独自要件）

生涯学習センター	船上山少年自然の家・大山青年の家
無し	愛称には、県立船上山少年自然の家は「船上山少年自然の家」を、県立大山青年の家は「大山青年の家」を入れること。

（費用負担）名称変更に伴う経費等は命名権者が負担。県が発行する施設パンフレット等は県負担。

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査委員会（要項等の審査） | 平成30年6月5日（火） |
| (2) 募集の開始 | 平成30年6月18日（月） 予定 |
| (3) 募集の締切 | 平成30年8月1日（水） 予定 |
| (4) 審査委員会（候補者の選定） | 平成30年8月中旬 |
| (5) 審査結果の通知・公表 | 平成30年8月中旬 |
| (6) 指定管理者の指定 | 平成30年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

8 選定方法等

- 選定方法
学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。
- 審査委員会委員
学識経験者1名、税理士1名、各施設に関する有識者2名、教育委員会事務局次長（計5名）
- 選定基準

ア 生涯学習センター

	選定基準	審査項目
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	・管理運営の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、管理運営の方針等）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （サービス向上策、事業の企画、利用促進策等） ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握、対応方針 等
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	・収入の見積もり、考え方 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料の多寡
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 等 ・管理運営状況の実績評価
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用を確保するとともに、教育委員会と連携及び調整をとり、生涯学習センターの利用促進を図ること。（生涯学習センター条例第5条第1号）	・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策

6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (センター条例第5条第2号) その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項(生涯学習センター条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営及び生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力
7	その他(指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

イ 船上山少年自然の家・大山青年の家

	選定基準	審査項目
1	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の基本的な考え方の適合性(施設設置目的の理解、管理運営の方針等) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故、事件の防止、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握、対応方針 ・施設の設置目的に沿ったサービス、事業の内容等
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(設置管理条例第7条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収入の見積もり、考え方 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料の多寡
3	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。(設置管理条例第7条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 等 ・管理運営状況の実績評価
4	教育委員会が行う事業等に積極的に協力するものであること(設置管理条例第7条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・所内での連携について ・受入事業等の実施の際の協力方法
5	その他(設置管理条例第7条第4号)	・ネーミングライツに係る提案

平成30年度鳥取県同和対策協議会第1回総会の開催結果について

平成30年6月15日
人権・同和対策課
人権教育課

鳥取県同和対策協議会の平成30年度第1回総会を6月5日に開催し、平成29年度に提案した部落差別の解消のための具体策に関する今年度の取組方針等について協議しました。

- 1 期 日 平成30年6月5日(火)
- 2 場 所 鳥取県庁 第34会議室
- 3 出席者 委員24名(委任状含む)、事務局(県人権局、県教育委員会人権教育課)
- 4 協議結果
 - ・「教育・啓発」、「インターネット」、「当事者支援」の3分科会を引き続き設置し、平成29年度提案の展開、施策実施に向けた検討を進める。
 - ・県内行政機関、関係団体等の具体的な役割分担、連携協働についても、各分科会において検討する。

<取組スケジュール>

- ・平成30年7月～12月 各分科会開催
- ・平成31年2月 第2回総会(平成30年度の取組・検討結果のまとめ、今後の検討課題を協議)

<各分科会で検討する内容>

(1) 教育・啓発

- ア 部落差別問題学習資料の作成
 - ・教員が授業の組立てに使える学習資料
 - ・一般啓発に使える資料
- イ 教員向けの研修の充実
 - ・初任者研修、中堅教員資質向上研修、人権教育専門研修等の充実
- ウ 小地域懇談会の支援策
 - ・市町村人権教育推進員研修及び小地域懇談会の研修事例の情報共有
- エ 啓発広報
 - ・マンガの活用等による無関心層への効果的広報

(2) インターネット

- ア インターネットモニタリング
 - ・6月開始後の差別実態等を踏まえた対応策
- イ 講習会の開催
 - ・講習会開催等を通じた県内の対応体制の構築

(3) 当事者支援

- ア 相談員の資質向上
 - ・隣保館の事例発表研究会などによる専門研修等の在り方
 - ・研修会等の情報の一元管理、各隣保館への情報提供など研修に参加しやすい環境づくり
- イ 隣保館と地域社会資源との連携強化
 - ・各隣保館と福祉関係機関及び隣保館相互の連携強化、隣保館コーディネーターの役割等
- ウ 部落差別の実態に係る調査
 - ・差別の実態調査の目的、必要な内容・手法等

【鳥取県同和対策協議会】(昭和44年～)

当事者団体代表、市町、隣保館代表、各地区同和対策協議会、学識経験者等委員24名で構成

○会 長：出脇 敏明(鳥取市人権教育協議会長)

○事務局：鳥取県人権・同和対策課、鳥取県教育委員会人権教育課

鳥取県立むきばんだ史跡公園の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日
文 化 財 課

平成31年度から鳥取県立むきばんだ史跡公園の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 史跡公園の施設設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理、除草等）
 - イ 史跡公園の管理運営の補助に関する業務（来園者の受付・案内、使用料の徴収等）
 - ウ 史跡公園の受入事業・主催事業実施に関する補助業務
 - エ その他史跡公園の管理運営に必要な業務（利用者へのサービス提供など）
- ※ 妻木晩田遺跡の発掘調査、保存整備及び遺跡を活用するための行事、体験事業等の企画・実施等の業務については、引き続き県が実施

(2) 管理の基準（基本的事項）

ア 基本方針

体験型の教育施設として、質の高い弥生体験活動と古代歴史教育を組織的に提供する教育機関であることを十分に認識し、体験活動及び古代歴史教育の推進に積極的に協力するとともに、幅広い年齢層のニーズに応えられる公園施設、観光施設としての機能も備えるため、県が行う業務に積極的に協力すること。

また、利用者等が安全かつ快適に施設を利用できるよう、施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うこと。

イ 利用時間、利用休止日等

- ・利用時間は9時から17時まで（教育委員会があらかじめ指定する日にあっては、9時から19時まで）
- ・利用を休止する日は毎月第4月曜日（その日が休日の場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで
- ・利用料金は無料

ウ 施設の利用の許可は、鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例に基づいて事務手続きを行う。

(3) その他、管理上の条件等

ア 史跡公園の行う受入事業・主催事業の実施にあたっては、所長等と綿密に連携を取り補助すること。

- ・受入事業 学校等団体が弥生体験活動等を行うため、又は古代歴史を学習するため、目的・研修計画を持って史跡公園を利用すること
- ・主催事業 史跡公園が自ら、又は史跡公園と自治体が主となり組織する団体が企画し、利用者等に弥生体験活動等を行わせること

イ 次の者を配置すること。

- (ア) 委託業務を総合的に把握し、調整する業務責任者
- (イ) 受付、使用料の収受・管理等を行う者
- (ウ) 所内設備の運用・保守及び安全管理のため、必要な資格（甲種防火管理者）を有する者
- (エ) 遺跡及び植生等の維持管理作業にかかる一定の知識及び技術を有する者

ウ 委託業務の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めること。

エ 障がい者、高齢者の就労機会の確保・拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

- (ア) 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めること。
- (イ) 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めること。

2 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額272,858千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

- 〔H31:54,174千円、H32~35:54,671千円/年〕
- ※ 平成31年10月以降の消費税引き上げ見込みを考慮

3 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで〔5年間〕

4 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

5 スケジュール（案）

- (1) 募集の開始 平成30年 6月中旬
- (2) 募集の締切 平成30年 7月下旬
- (3) 審査委員会（候補者の選定） 平成30年 8月上～中旬
- (4) 審査結果の通知・公表 平成30年 8月上～中旬
- (5) 指定管理者の指定 平成30年10月下旬（議会の議決を経て行う。）

6 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理者候補を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者（大学准教授）、税理士、当該施設の有識者2名、教育委員会次長〔計5名〕

(3) 選定基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例）

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであり、かつ施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第1号及び第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○管理運営の基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的を理解しているか ・指定管理者を希望する理由は適切か ・管理運営の方針は適切か ○施設管理 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理・衛生管理は適切か ・外部委託の考え方は適切か ○事故・事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 ・緊急時の体制・対応は適切か ・利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 ○個人情報保護等への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護への対応は十分か ○利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か ○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上策は適切か ・利用促進に向けた取組みは適切か
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ○収入の見積もり、考え方は適切か ○支出計画の見通しは適切か ○県の指定管理料額の多寡
委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 （指定手続条例第5条第3号）	<ul style="list-style-type: none"> ○法人等の財政基盤、経営基盤は安定しているか ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設従業者の継続雇用に配慮されているか ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等を受けていないか ○法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を雇用しているか ・男女共同参画推進企業であるか ・ISO14001、TEAS I種又はII種認証登録事業者であるか ・あいサポート企業に認定されているか
教育委員会が行う事業に積極的に協力するものであること （指定手続条例第5条第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ○所内との連携についての方法 ○受入事業・主催事業の実施についての協力
その他 （指定手続条例第5条第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ○ネーミングライツに係る提案はあるか

北前船寄港地の日本遺産認定について

平成30年6月15日
文化財課

1 概要

- 5月24日(木)、日本遺産審査委員会の審査を経て、鳥取市賀露地区・青谷地区の「北前船寄港地」に関する文化財が日本遺産に追加認定された。
- 今後、鳥取市が一般社団法人北前船交流拡大機構等関係機関と連携を図りつつ、日本遺産を活用した地域活性化事業に取り組む予定。

2 鳥取市が追加された日本遺産の概要

- タイトル：荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落
- 認定年度：平成29年度
- 申請代表：山形県酒田市
- 構成文化財の所在自治体：酒田市、函館市・松前町（北海道）等1道6県の11自治体
→今回、鳥取市他26自治体（1道2府10県）が追加
- 追加された鳥取市の文化財：計10件

賀露地区	青谷地区
かろ 賀露神社	け た ぐんあしぎなつどまりりょうらみなとえ ず 気多郡芦崎夏泊両浦湊絵図
いんしゅうたかくさくぐん か ろ みなとえ ず 因州高草郡加路湊絵図	みなと 湊神社の奉納物
賀露神社春季祭礼行事（県指定）	あしぎ 芦崎の街並み
かみこうじ 上小路神社	つだ 津出し路地
賀露港の町割り	
鳥ヶ島	

3 平成30年度日本遺産の審査及び認定状況

- ・平成30年4月17日・4月24日開催の「日本遺産審査委員会」で審査
- ・認定済みの日本遺産のうち、北前船寄港地を含む12件について内容変更を認定
- ・認定を申請した76件のうち、13件を日本遺産に新たに認定
※鳥取市他6町（岩美町・若桜町・八頭町・智頭町・兵庫県香美町・新温泉町）が申請した「日本海の風が創り出す絶景－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地因幡・但馬」は認定されず。

【鳥取県内の既認定の日本遺産】

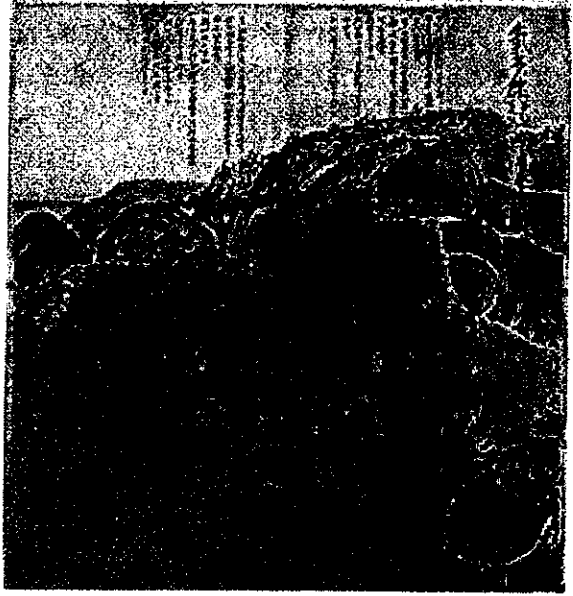
- 平成27年度認定：「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」三朝町
- 平成28年度認定：「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」大山町・伯耆町・江府町・米子市
- ※「北前船寄港地」は県内3件目の日本遺産

【追加された鳥取市の主な文化財】

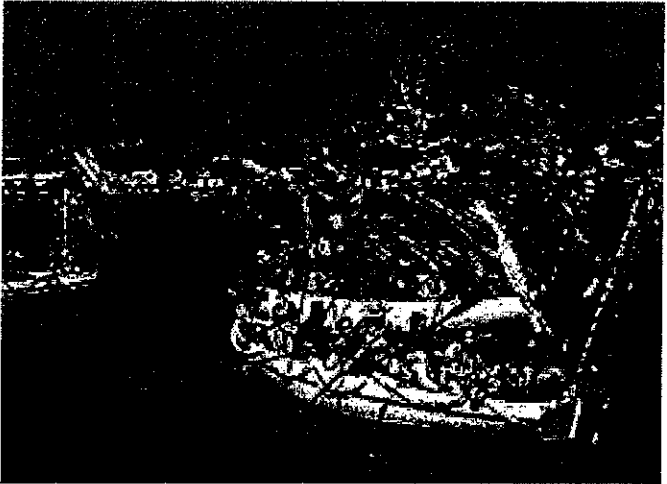
賀露神社



気多郡芦崎夏泊両浦湊絵図



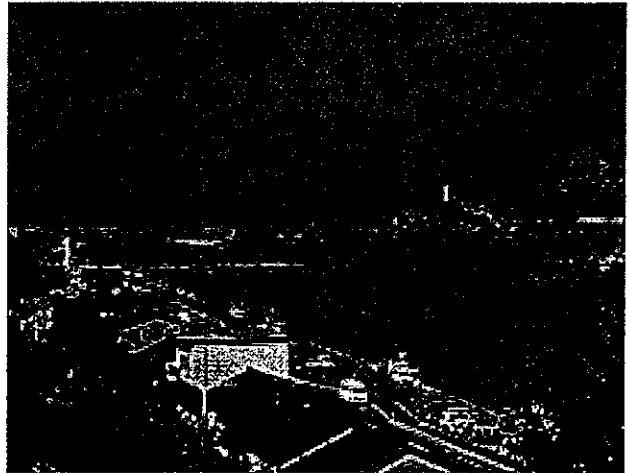
賀露神社春季祭礼行事



湊神社の奉納物



鳥が島



芦崎の町並み



鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）について

平成30年6月15日
博 物 館

現施設から美術分野を移転する方針をもとに、残る自然、歴史・民俗の2分野のための施設改修とその後の運営の方向等について、鳥取県立博物館協議会の意見等を踏まえ、県教育委員会として、鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）を別添のとおり策定したので報告します。

I 県博の設置目的

- 1 鳥取県の美しく豊かな自然と変化に富んだ先人の歩みを確実に後世に伝えていくとともに、国内外の多彩な自然や人間の歩みへの理解を促す。
- 2 子ども達をはじめとする県民が、独自の自然と先人の歩みに由来する鳥取県の個性や魅力を確認・強化しつつ、国内外の自然や人間の歩みの多彩さに触れて知的探求の幅を広げ、より深化させていくことを、学校教育と連携して支援する。
- 3 独自の自然風土や歴史文化に支えられ、多彩な学術文化に囲まれて心豊かに暮らせる地域を創り上げることに貢献する。
- 4 独自で多彩な自然と人間の歩みを調査・紹介・普及することにより、国内外から多くの人を引き付け、様々なヒト・モノ・コトを結び付けて、新たな交流と発展の核となる。

II 必要な機能・改修後の計画（案）

- 1 収集・保管関係 ～ 収蔵庫の常時観覧（一部収蔵庫にガラス窓設置）～
 - ①鳥取県の自然や歴史・民俗に関する資料の収集
 - ②収集資料の保管と活用
- 2 展示関係
 - (1) 常設展示 ～ 「資料」が語る展示～
 - ①鳥取県を知るための融合展示（※自然展示室（歴史・民俗との融合展示など）
 - ②鳥取県に関する分野別展示（※歴史民俗展示室（鳥取藩絵師作品等の混合展示など）
 - (2) 企画展示 ～ 自然や歴史・民俗分野の展覧会は2か月程度にわたる長期開催～
 - ①国内外の貴重な資料を観覧できる展覧会（年1回程度）
 - ②鳥取県の自然や歴史・民俗に関する展覧会（年1回程度）
 - ③県立美術館（仮称）主催の美術系展覧会等の開催
- 3 調査研究関係 ～ 「収蔵資料」を活かした開かれた調査研究活動～
 - ①収集資料の整理と研究
 - ②目録・データベースの提供と「研究報告」の発行
 - ※ 県民等への成果の還元と、国内外の研究者等の参画・協力を得やすくする。
- 4 教育普及関係 ～ 100人以上が収容できる多目的スペース（講演、ワークショップに活用）を核に～
 - ①講座・講演会・観察会・ワークショップ等の充実
 - ②アウトリーチ活動
 - ③学校教育活動の支援
- 5 地域・県民との連携・協力関係 ～ 県民の生涯学習の場～
 - ①ボランティアや任意団体等による博物館活動の活性化
 - ②研究機関等との連携事業の推進
 - ③県民の活動成果の発表機会の提供
 - ④県内他館との連携

III 施設の現状と改修後の比較（収集保管機能の確保・教育普及機能の充実など）

（単位：m²）

区分	現状面積	改修後案	増減	備考	
収集保管	自然	706.2	1,115.0	+408.8	燻蒸室（仮設備を活用） 美術収蔵スペースを一部存置
	人文	830.0	1,430.2	+600.2	
	美術	550.0	99.0	△451.0	
	計	2,086.2	2,644.2	558.0	
展示	企画	1,404.0	1,030.0	△374.0	企画展示室2室を引続き存置
	常設	1,290.0	1,030.0	△260.0	
	計	2,694.0	2,060.0	△634.0	
教育普及	317.0	435.0	+118.0	多目的スペース、体験実習室 ボランティア室	

IV より効率的な改修・運営計画手法の検討

現施設の改修整備を進めるにあたっては、「鳥取県PPP/PFI手法活用の優先的検討方針」により、従来型手法に優先してPPP/PFI手法を検討するなど具体的な整備手法について工夫を図っていくこととなるが、県立美術館整備スケジュールを踏まえての改修整備となり、相当の年数が必要となることから、改めて、適当となる時期においてより効率的な施設改修・運営手法の具体的な検討を進めていくこととする。

V 今後の進め方

この「中間まとめ」は、博物館の整備・運営手法以外についての考え方を整理したものであり、県立美術館整備スケジュール等を踏まえながら、PPP/PFI優先方針に基づく整備・運営手法の検討を行い、さらにその時点での必要な修正を踏まえて最終的な取りまとめを行う。

併せて、新たな博物館の出発を示せる象徴的な意匠をほどこすことや、外構まわりも含めてユニバーサルデザインの視点での必要な対応を行うことも検討する。